

5木監査第17号
令和5年7月28日

木島平村長 日墓 正博 様

木島平村代表監査委員 渡 邊 吉 基

令和4年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和4年度木島平村一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和5年7月28日

木島平村長 日墓 正博 様

木島平村監査委員 渡 邊 吉 基

木島平村監査委員 湯 本 直 木

令和4年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度木島平村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書(水道事業会計を除く)及び地方自治法施行令第166条の書類外関係帳票類、証拠書類等について、その内容を慎重に審査した結果次のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度木島平村一般会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村情報通信特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村学校給食特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村介護保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村観光施設特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村下水道特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村高社簡易水道特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村小水力発電特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和4年度木島平村各種基金の運用等

2 審査の期間

令和5年7月24日から令和5年7月28日までのうち5日間

3 審査の手続

この審査にあたり、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

また、「地方公共団体財政健全化法」による村財政の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の4指標に注目した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められる。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているので適正のものと認められる。

事業実績及び主要施策の成果の報告については、それぞれ適正であると認められる。

第3 総括

- (1) 本年度の村税の不納欠損額は現年度分と過年度分合せて 2,855 千円となっている。
その要因を再度検証し、税負担の公平を欠くことのないよう回収に努められたい。
- (2) 過年度分の固定資産税不納欠損額 599,219 円のうち 553,809 円については、時効中断の手続きがされなかったことによるものである。過去においても同様の取り扱いがあり、意見申し上げているが、その要因を調査するとともに他にないか精査し、再発防止に努められたい。
- (3) 村道道路改良事業等において発生した道路敷外村有敷地が、村内各地に散見される。村はこれら敷地のリストアップを実施し、行政財産以外の敷地の適正な処分等対応を計画的に実施されたい。
- (4) 衛生費予防事業で実施している子どもインフルエンザ、おたふく風邪予防接種の接種費について、一部本人負担となっているが、昨今の少子化の現状、今後の人口施策

も鑑み、子育て世代の経済的負担の軽減を図るよう検討されたい。

- (5) 一般廃棄物処理事業によるごみの減量化は、例年意見を申し上げ、その取り組みが奏功し、家庭から排出される可燃ごみは若干ながら減少となっている。しかしながら、依然として廃棄物処理費用は多額であり、ごみの減量化は当村において重要な課題であることから、今後も更なる取り組みを強化し減量化に努められたい。
- (6) 公園等の施設管理については、業務委託又は指定管理委託等契約に基づく仕様により実施されている。現状、受託者から日報等により作業状況の報告をされているが、その後、委託者による確認がされていないので、委託に係る評価制度を導入するなど、適正な管理の実施に努められたい。
- (7) 冬期除雪に係る重機燃料及び無散水消雪施設熱源燃料については、毎年大量に使用されている。現状 1 業者の見積もりにより対応しているが、複数の業者から見積もりを徴し、その価格について交渉され、経費の削減に努められたい。
- (8) 村は、木島平村農の拠点施設について設置条例に基づき、一企業に令和 4 年 5 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで（令和 4 年 12 月 6 日に変更契約し令和 5 年 3 月 31 日まで延長。なお、当該延長起案書には滞納の事実は報告されていない。）貸付をおこなっていたが、貸付料については貸付月から滞納し現在まで 11 か月間 1,540 千円が滞納となっている。当初契約時の当該企業の商業登記簿、定款等の徴求がなく、法人格の確認もされていない。よって、農の拠点施設設置条例を見直すと共に、当該滞納金の徴収について具体的な対応策がとられていないなど、取り扱いがずさんであるので、今後このような事案が発生しないよう、管理簿の作成を行うなど管理体制を確立し、早急に回収を図られたい。
- (9) 前記同一先に対し、食のアドバイザー業務委託事業として、令和 4 年 4 月から 9 月の間業務委託料として月額 200 千円、合計 1,200 千円の支払いをおこなっていた。前記貸付料の滞納が発生していることを承知のうえ委託業務が続けられており、異例な取り扱いと判断される。よって、この事案について調査のうえ、報告されたい。

第4 財政の構造

実質公債費比率が 14.5%で前年度対比 0.2ポイント減となった。新庁舎の建設や公共施設の維持管理に伴い、実質公債費比率は平成 30 年度以降上昇していたが、令和 3 年度をピークに減少に転じ、今後、緩やかに下降していくものと予想されてい

る。しかしながら財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後とも公共施設の維持管理にあたっては管理計画に基づき総合的な判断のもと、実質公債費比率が18%を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法による4指標についても、数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。